

第 号  
年 月 日

様

野田市長



雑 草 除 去 命 令 書

貴殿が所有し、管理している下記の土地は、雑草が繁茂し、かつ、それらが放置されているため 周囲に著しく迷惑をおよぼすので、野田市あき地等の環境保全に関する条例第10条第1項の規定に基づき、 年 月 日までに雑草を除去することを命じます。

記

- 1 所在地
- 2 面積 平方メートル
- 3 備考

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。